

GO ファンド匿名組合 契約締結前交付書面兼重要事項等説明書

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、
お客さまにお渡しする書面です。

GO ファンド株式会社

東京都中央区日本橋兜町 8 番 1 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3300 号

2024 年（令和 6 年）12 月 25 日現在

この書面には、お客さまが GO ファンド匿名組合に係る出資持分を取得するうえでのリスクや留意点などの重要な内容が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

GO ファンド匿名組合の出資持分は、元本が保証されないリスクのある金融商品です。

匿名組合への出資は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある半面、市場の変動や発行者の信用状況に対応して出資持分に係る価格が変動し損失が発生するおそれがあります。したがって、ご出資に際してはお客さまの知識、経験、資力、目的等に照ら合わせて適切と判断される場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてご出資頂きますようお願い申し上げます。

本書面には、お客さまが本契約を締結する際のリスクや留意点などの重要な内容が記載されております。あらかじめ本書面の内容をよくお読みいただき、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の資力および投資目的、投資経験に照らして適切と判断する場合にのみ、自己の責任において契約してください。また、ご不明点がありましたらお取引前にご確認ください。

GO ファンド匿名組合（以下、「本組合」といいます。）は商法第 535 条に基づき成立する匿名組合契約です。匿名組合契約とは当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生じる利益を分配することを約するものです。お客さまと当社が締結することとなる匿名組合契約においては、お客さまが出資者、当社が営業者となります。

手数料、報酬その他お客さまが支払うべき対価について

■ 報酬について

お客さまは、本匿名組合の営業者（以下、「当社」といいます。）に対し、直接、手数料や報酬は支払いません。当社に対しては出資金が含まれる匿名組合財産から次の報酬が支払われます。

【管理報酬】

毎月の月末（以下、「計算日」といいます。）における各クラスの評価額に年率 2% を乗じた金額の 1 か月分を、管理報酬として各クラスに係る組合財産からお支払いいただきます。

【成功報酬】

計算日における各クラスの管理報酬を控除した後であり、かつ、以下で定義する成功報酬を控除する前の各クラスの評価額とハイ・ウォーター・マーク（過去の全ての計算日の終了時における、各クラ

スの評価額の最高値のことをいいます。以下、「HWM」といいます。）を比較し、上回った額に係る差額に 30%を乗じた金額（以下、

「成功報酬」という。）を各クラスに係る組合財産からお支払いいただきます。

■ 本匿名組合の出資について

本匿名組合の出資一口あたりの金額は 10,000 円です。お客さまは、払込期日までに、出資口数に出資一口あたりの金額を乗じた出資金額を組合口座に払い込むものとします。なお、当初出資口数は十口以上とします。当該払い込みの際の振込手数料は、お客さまの負担とします。

■ 手数料等出資者が負担する費用について

本匿名組合の事業に関連して発生する費用として、本匿名組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の本匿名組合の事業に関連して発生した費用等（別紙 2 をご参照ください）は、すべてお客さまの出資金が含まれる組合財産より支払われます。

本匿名組合への出資時には金融機関の振込手数料がかかります。振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。

出資対象事業に係るリスク

本匿名組合出資は、一定の収益の分配および出資金の返還を保証しているものではありません。本匿名組合出資につき、払込出資金の一部または全部に損失が生じる可能性が存在します。リスクの概要は、次のとおりですが、すべてのリスクを網羅したものではなく、お客さまは、自らの責任において、知識、経験、資力、目的等と照らし合わせ、必要に応じ専門家に相談するなどして、本重要事項等

説明書の記載事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行って下さい。

■ 先物取引等に係るリスク

本匿名組合は、日本国債、株価指数先物取引、債券先物取引（以下、本項目では総称して「先物取引等」といいます。）、およびGOファンド投資事業組合マザーファンドを通じて先物取引等を行います。先物取引等の取引価格は、対象とする原商品の指数の変動、金利、為替等により上下しますので、これにより本匿名組合が損失を被ることがあります。

先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は本匿名組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあります、想定外の多額の損失を被るリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。このため、決められた時限までに反対売買による決済を行わない場合は、本組合がSQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

営業者が倒産手続に服する場合やその他の理由により本組合を脱退する場合など業務や財産の状況の変更があった場合、営業者が業務を継続できないことがあり、後任の営業者が選任されず本匿名組合が解散する、十分に投資が進捗を待たずに解散する場合や適切でない時期の投資の処分が要求される等、本匿名組合の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがあり、これにより本匿名組合が損失を被ることや分配の支払が滞ったり、支払不能となるリスクがあります。

また、前述のとおり、先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は本組合が差し入れた証拠金の額だ

けに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあります。営業者の業務や財産の状況の悪化に

より証拠金の差し入れが滞るまたは支払不能となることで、想定外の損失を被るリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。業務執行組合員の業務や財産の状況の悪化により決められた時限までに反対売買による決済を行われない場合は、本組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

■ 制度的リスク

本営業に関連する税法の規定またはその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

また、本営業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があります、その場合、本営業における収益の減少または費用の増加がもたらされる可能性があります。

さらに、金融市場の混乱、当社その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、または戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少または費用の増加がもたらされる可能性があります。

書面による解除（クーリング・オフ）の適用の有無

お客さまが当社と締結する匿名組合契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はございません。

金融商品取引契約の概要（出資対象事業持分取引契約に関する事項）

■出資対象事業持分の名称

GO ファンド匿名組合出資対象事業持分

■出資対象事業持分の形態

商法第 535 条に基づく匿名組合契約です。

匿名組合契約とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約するものであり、お客さまと当社が締結することとなる匿名組合契約においては、お客さまが出資者、当社が営業者となります。

■発行数

上限・下限は特に設けません。

■発行価額の総額

上限・下限は特に設けません。

■発行価格

1 口あたり 10,000 円。

■募集期間（出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項）

随時募集。当社は、既存匿名組合員以外の者を本匿名組合に加入させることができるものとします。

■申込証拠金

申込証拠金はありません。

■出資する金銭の払込みに関する事項

お客さまは当社が定める出資金払込期日（出資の申込期間最終日の翌営業日）までに、出資金額を組合口座に払い込むものとします。

■出資する金銭の申込期間

お客さまは毎月 1 日から同月の末日の 4 営業日前までに出資金額の申込をするものとします。

■存続期間

本匿名組合の存続期間は、2022 年（令和 4 年）1 月 11 日から本匿名組約款第 28 条に規定された解散のときまでとします。

■契約の解除に係る持分払戻の計算方法等

お客さまは、本匿名組約款第 29 条に定める事由により本契約を解除することができます。本契約の解除に伴いお客さまに対して分配する金額は、解除日の属する月の末日における本件財産の持分金額とし、お客さまに対して、解除日の属する月の末日から 1 か月以内に払い戻します。なお、契約を解除したお客さまが契約解除前に本匿名投資組合に対して負担していた債務は、脱退によってその効力の影響を受けません。

■匿名組合員の監視権の内容

- ① お客さまは、当社に対して、商法第 539 条に基づいて、本営業にかかる財産の状況を確認することができます。
- ② お客さまは随時、当社に対し書面で本匿名組合の財産状況および業務執行状況につき質問することができ、本営業者は、相当な期間内に適切な方法で当該質問に答えます。

■出資対象事業に係る財産の所有関係

本営業にかかる財産の所有権は、全て当社に帰属し、お客さまはこれに関して持分または所有権その他如何なる権利も有しません。

■組合員の第三者に対する責任の範囲

お客さまは、当社との匿名組合契約に関して、お客さまの出資金の額の範囲内でのみ、責任を負います

■出資対象事業に係る財産が、損失により減じた場合のお客さまの損失分担に関する事項
各月末において、本匿名組合の出資対象事業に関する損益は、以下の「■損益の帰属」の定めに基づき各匿名組合員に帰属します。

■出資対象事業持分の内容

当社およびお客さまの出資金を資金として日本国債、株価指数先物取引、債券先物取引、および GO ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資を行うことにより、匿名組合財産となった金銭について、本契約の定めに従い分配を受けます。

■損益の帰属

当社は、本件営業により前計算日から当月計算日の間に生じた利益または損失を、以下の定めに基づき、各計算日においてお客さまに帰属させます。

- ① お客さまが、新規出資および追加出資を行った場合、新たなクラスが作成されます。当社は、お客さまのご氏名（お客さま番号）、出資時期を明記したクラスを区分し、管理します。
- ② 過去の全ての計算日における、各クラスの評価額（管理報酬および成功報酬控除後）の最高値をハイ・ウォーター・マーク（以下、「HWM」といいます。）と定義し、クラス毎に管理します。運用当初の HWM は、出資元本とします。また、HWM は、過去の出資持分の一部または全部の払い戻し、損益の受け取り金額を加味して計算されます。
- ③ 計算日毎に本件営業の事業に関する損益を計算し、各クラスの評価額比率に応じて損益相当の金額を加味し、これを新たな評価額とします。この計算の基となる評価額比率は、前計算日の評価額に、当月計算日に作成された新クラスの出資金、および払い戻しに伴う金銭を反映させたものを分母として計算されます。
- ④ 当社は③の計算後、計算日における各クラスの評価額に年率 2% を乗じた金額の 1 か月分を管理報酬として、翌月、各クラスから収受いたします。また、計算日にお

ける各クラスの管理報酬控除後の評価額と HWM を比較し、超過収益に 30%を乗じた金額を成功報酬として、翌月、各クラスから収受いたします。

■事業年度

本匿名組合の事業年度は、毎年 2 月 1 日から 1 月 31 日までとします。ただし、初年度は運用開始日から 2023 年（令和 5 年）1 月 31 日までとします。

■分別管理の方法

- ① 当社は、新たに匿名組合財産を取得した場合、速やかに名義の変更その他の対抗要件具備のために必要な手続きを行うものとします。
- ② 金融商品取引法第 40 条の 3、第 42 条の 4 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条および第 132 条第 1 項に従い、本匿名組合に関する財産を区分して管理し、匿名組合財産に属する現金の受領、保管および支出は本匿名組合の金銭であることがその名義により明らかである以下の匿名組合口座において行うものとします。また、お客さまからの資金および財産と、当社固有の資金および財産とは銀行口座を分別して管理いたします。
- ③ その他匿名組合財産の管理に関する事項は、当社が適切と考える方法で行うものとします。

■課税関係

本匿名組合において営まれる出資対象事業から生じる損益については、お客さまに直接帰属するものとしお客さまがそれぞれ納税義務を負うことになります。なお、税法が改正された場合はその内容が変更されることがあります。個々の状況に応じた課税上の取扱いについては、お客さまの責任において税理士・公認会計士等の税務の専門家や所轄の税務署等に相談の上、ご確認ください。

■出資対象事業に係る手数料等の徴収方法および租税に関する事項

本匿名組合は法人格のない組合であり納税義務を負っておりません。本匿名組合の出資対象事業に関連して発生する費用として、本匿名組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の本匿名組合の出資対象事業に関連して発生した費用等（別紙 2 をご参照ください）はすべて本匿名組合財産より支払われます。

金融商品取引業の内容および方法の概要

当社は、本匿名組合の営業者として、金商法第 28 条第 4 項第 3 号に基づく投資運用業としてファンド持分の自己運用と同条第 2 項第 1 号に基づく第二種金融商品取引業者としてファンド持分の自己募集を行います。また、本組合出資の取得勧誘は、私募に該当するため、金商法第 4 条第 1 項の規定による届出が行われておりません。本組合出資は、金商法第 2 条第 2 項第 5 号に規定される権利（集団投資スキーム持分）です。

当社において行う金融商品取引業の方法は以下のとおりです。

- ① 当社は、本匿名組合出資の私募および出資された金銭の運用を行います。

お客さまは、匿名組合員として匿名組合契約を締結していただきます。

- ② お客さまは、本契約に基づき当社が指定する払込期日までに出資金相当額の払い込みを行います。
- ③ 本匿名組合出資の申込みに際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づき、お客さまの取引時確認を行わせていただきます。また、当社が必要と判断した場合には必要な諸届出（犯罪収益移転防止法に基づく「疑わしい取引の届出」を含む）をお願いいたします。

金融商品取引業者の概要

本組合の私募および運用を行う GO ファンド株式会社（当社）の概要は、次のとおりです。

2024 年（令和 6 年）12 月 25 日現在

商号	GO ファンド株式会社
金融商品取引業者登録番号	金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 3300 号
住所	東京都中央区日本橋兜町 8 番 1 号
設立	2020 年（令和 2 年）3 月 6 日
主な事業	金融商品取引業 （投資運用業、第二種金融商品取引業）
資本金	10,000 万円
役員	代表取締役 田沼 豪
電話	03-6667-0537

加入している金融商品取引業協会および認定投資者保護

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会と一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しています。また、対象事業者となっている認定投資者保護はございません。

■ 苦情処理措置および紛争解決措置

金融商品取引業務にかかるお客さまからの苦情の申し出への対応およびお客さまとの間の紛争の解決を迅速、誠実、公正かつ適切に行うため、以下のような社内体制を整えています。

1. 苦情処理措置

第二種金融商品取引業においては当社が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会、投資運用業においては当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協

会（以下、「協会等」という。）が業務委託している特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下、「FINMAC」という。）が行う苦情の解決により業務関連苦情の処理を図ります。

2. 紛争解決措置

当社が加入している協会等が行うあっせんにより業務関連紛争の解決を図ります。具体的には、FINMAC を通じて紛争の解決を図ることとしております。FINMAC は、当社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手順の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ① お客さまからのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

○FINMAC 連絡先

名称：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

所在地：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

受付電話：0120-64-5005

受付時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

<http://www.finmac.or.jp/>

当社は、お客さまからの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、ご理解をいただくよう努めています。

・苦情処理の方法

- ① お客さまからの苦情の受付
- ② 苦情の経緯、内容および関係者等について社内調査
- ③ 苦情への対応方法の決定（対応の進行に応じてお客さまへの説明の実施）
- ④ 再発防止のための業務改善の実施

・紛争解決にあたっての措置

当社は紛争解決措置を講じておりません。

○当社への連絡方法および苦情等のお申し出先

担当部署：コンプライアンス部

電話番号：03-6667-0537

受付時間：当社営業日の 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

info@gofund.co.jp

収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針

当社は本営業に関し、各計算期間において生じた損益を、本匿名組合員に対して、必要に応じて所定の報酬や諸経費の控除および所得税等の源泉徴収を行った後、分配を行うものいたします。

当社の権限

当社は、本匿名組合の事業の遂行のため、自己の名において下記の事項を行います。

- ① 本件財産の運用、管理および処分
- ② 本件営業に係る投資証券等に関する議決権の行使
- ③ 本件財産に係る権利の行使
- ④ 本件営業の業務上必要な公認会計士、弁護士、税理士等の選任および依頼
- ⑤ 本件財産の分配および持分金額の払戻しに関する事項
- ⑥ 本件財産の会計に関する事務
- ⑦ 本件営業に関し発生した費用、経費および報酬等債務の支払に関する事項
- ⑧ その他本件営業の履行のため必要な一切の事項

出資対象事業の運営に関する事項

■ 有価証券の発行者の事業計画の内容および資金使途

出資対象事業は、日本国債、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引、およびGOファンド投資事業組合マザーファンドへの投資を行う事業となります。当社は、本組合事業を、コンプライアンスの確保およびお客さま第一の運営方針を持って遂行いたします。

■ 出資対象事業の運営体制に関する事項

営業者の意思決定により投資活動が行われます。営業者の事業運営は、すべて当社代表取締役がこれを行います。

■ 出資対象事業持分の発行者の商号、名称または氏名、役割および関係業務の内容、発行者の代表者の氏名

商 号：GO ファンド株式会社
発行者（法人）の代表者：田沼 豪
役 割：本組合持分の発行
関係業務の内容：本組合の私募および運用

■ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称または氏名、役割および関係業務の内容

商 号：GO ファンド株式会社
役 割：本組合持分の発行
関係業務の内容：本組合の私募および運用

■ 出資対象事業持分の発行者および財産の運用または保管の委託を受ける者の商号名称、役割および関係業務の内容

商 号：GO ファンド株式会社
役 割：本組合持分の発行
関係業務の内容：本組合の私募および運用

■ 出資対象事業持分の譲渡制限

お客さまは、本匿名組合約款第 27 条に規定するとおり、当社の事前の書面による承諾無く匿名組合契約に係る出資持分を譲渡または担保に供することはできません。

■ 本契約の終了

- ① 当社は以下の事由により本契約を解除することができます。
 - a) 本契約の有効期間が終了した時
 - b) 当社が事業の継続が不能または、著しく困難であると合理的に判断したとき
 - c) 当社が解散の決議をしたとき
 - d) 当社が破産手続の開始の決定を受けたとき
- ② お客さまは以下の事由により本契約を解除することができます。
 - a) お客さまが破産手続の開始の決定を受けたとき
 - b) 後見、保佐および補助開始の審判を受けたこと
 - c) やむを得ない場合（但し、当社がやむを得ない理由に該当すると認定した場合に限ります。）
- ③ 以下の事由により当社はお客さまの契約を解除することができます。
 - a) 正当な事由なく、当社または本件財産に対しその業務を妨害する等重大な背信行為を行った場合
 - b) その他本契約上の重大な義務に違反した場合

■ 損害賠償の予定

該当事項はありません。

■ 配当等に関する事項

- ① 配当等の総額
2024 年 1 月 31 日現在、該当事項はありません。
- ② 配当等の支払方法および分配に係る金銭の支払方法
「■収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針」に記載の通りです。
- ③ 配当等に対する課税方法および税率
本組合において営まれる事業から生じる損益については、お客さまに直接帰属するものとして取り扱われ、お客さまがそれぞれ納税義務を負うことになります。配当は源泉徴収されず、税率は所得税法または法人税法の規定に従い計算するため、お客さまにより異なります。

出資対象事業の経理に関する事項

■ 貸借対照表

貸 借 対 照 表

【単位：円】

科 目	決 算 額	
	2024年 1月 31日現在	2023年 1月 31日現在
【資産の部】		
Ⅰ 投資		
先物取引等出資金	519,332,134	150,075,814
Ⅱ 余裕金その他資産		
現金及び預金	492,331	185,806
資産計	519,824,465	150,261,620
【負債の部】		
Ⅰ 流動負債		
未払営業者報酬	4,925,845	908,402
未払金	5,675	2,055
負債計	4,931,520	910,457
【出資の部】		
Ⅰ 受入出資金	517,801,956	187,830,000
Ⅱ 前期繰越損益	△ 38,478,837	0
Ⅲ 当期損益	33,987,934	△ 38,983,739
Ⅳ 当期脱退者損益等分配額	△ 1,581,892	△ 504,902
出資計	514,892,945	149,351,163
負債・出資計	519,824,465	150,261,620

■ 損益計算書

損益計算書

【単位：円】

科 目	決 算 額	
	自2023年 2月 1日 至2024年 1月 31日	自2022年 2月 1日 至2023年 1月 31日
【投資損益】		
先物等取引損益	52,238,975	△ 35,406,076
投資損益	52,238,975	△ 35,406,076
【その他損益】		
(その他費用)		
営業者管理報酬	6,271,940	2,136,225
営業者成功報酬	11,932,723	1,421,886
支払専門家報酬	46,378	16,840
支払諸経費	0	2,712
当期損益	33,987,934	△ 38,983,739

■ 出資対象事業持分の総額

2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
517,801,956 円	187,830,000 円

■ 発行済みの出資対象事業持分の総数

2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
51,780 口	18,783 口

■ 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額および純損益額

	2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
・総資産額：	519,824,465 円	150,261,620 円
・純資産額：	514,892,945 円	149,351,163 円
・営業損益額：	52,238,975 円	△ 35,406,076 円
・経常損益額：	33,987,934 円	△ 38,983,739 円
・純損益額：	33,987,934 円	△ 38,983,739 円

■ 出資対象事業持分一口当りの総資産額、純損益額および配当等の金額

・出資対象事業持分一口当りの総資産額	
2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
10,039.06 円/口	7,999.87 円/口
・出資対象事業持分一口当りの純損益	
2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
656.39 円/口	△ 2,075.48 円/口
・出資対象事業持分配当等の金額：	配当は実施しておりません

■ 自己資本比率および自己資本利益率

・自己資本比率	
2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
99.05 %	99.39 %
・自己資本利益率	
2024 年 1 月 31 日現在	2023 年 1 月 31 日現在
7.42 %	△ 20.49 %

出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該有価証券に関する次に掲げる事項

- 発行地又は金融商品取引所その他これに準ずるものが所在する地域ごとの銘柄、当該有価証券が株券である場合にあつては、当該株券の発行者の業種、数量、金額（簿価の総額及び時価の総額又は評価額の総額をいう。以下この号において同じ。）並びに当該有価証券が債券である場合にあつては、利率及び償還金額

・ GO ファンド投資事業組合マザーファンド

2024 年 1 月 31 日現在

519,332,134 円

2023 年 1 月 31 日現在

150,075,814 円

■ 上記の金額の評価方法

出資対象事業が投資を行う資産の取引価格は円貨

■ 上記の金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合

・ GO ファンド投資事業組合マザーファンド

2024 年 1 月 31 日現在

99.9052 %

2023 年 1 月 31 日現在

99.8763 %

出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する次に掲げる事項

■ 資産の種類ごとの数量および金額

・ 現金及び預金

2024 年 1 月 31 日現在

492,331 円

2023 年 1 月 31 日現在

185,806 円

■ 上記の金額の評価方法

出資対象事業が投資を行う資産の取引価格は円貨

■ 上記の金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合

・ 現金及び預金

2024 年 1 月 31 日現在

0.0947 %

2023 年 1 月 31 日現在

0.1236 %

出資対象事業持分に係る払い戻しに関する事項

■ 払い戻しの可否

お客さまは、各月の末日を基準日として、出資持分の一部または全部の払い戻しを請求することができます。

■ 払い戻し申込期間

毎月 16 日から同月の末日の 4 営業日前までとします。

■ 払い戻しにより行われる出資対象事業持分に係る財産の分配に係る金銭の額の計算方法、支払方法および支払予定日

お客さまは、払い戻し申し込み期間中に払い戻しに係るクラスを指定して当社に予告をしなければなりません。当社は、基準日から 1 か月以内にお客さまに金銭にて組合財産の分配を行うものとします。ただし、当社は本組合の運営が困難となる場合のみ、本組合の組合費用の支払等の目的のため必要な場合には、本項に基づく分配を留保することができます。

■ 払い戻しに係る手数料

お客さまは払い戻しに係る手数料を支払いません。

別紙 1

【本組合の事業】

- ① 日本国債、国内外の株価指数先物取引・債券先物取引
- ② 前号の他、金融商品取引法に規定する有価証券の売買およびデリバティブ取引、および
GO ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資
- ③ 本契約の目的を達成するため、銀行その他の金融機関への預金により行う業務上の余
裕金の運用
- ④ 前各号に関連または付随する一切の取引

別紙 2

【費用】

- ① 本契約の組成に関する費用（本契約の変更に要する費用、登記費用、弁護士、公認会計士、税理士その他専門家に対する報酬、監査費用を含む。）
- ② 本件財産の取得ならびに本件財産の処分等に要する費用（事業調査に係る弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬を含む。）
- ③ 本件財産に関する権利行使に係る費用（第三者に対する委託費用を含む。）
- ④ 会計帳簿その他会計記録の作成費用および送付費用
- ⑤ 組合口座の名義変更その他対抗要件具備のための費用その他本件財産の管理に係る費用
- ⑥ 本件営業の事業に合理的に必要な、弁護士、公認会計士、税理士その他専門家の費用
- ⑦ 本件営業の事業に関連する法令等を遵守するための費用または本件営業の事業に係る法的手続に要する費用（訴訟その他の裁判手続および行政機関による検査・調査に要する費用を含む。）
- ⑧ 本件営業の事業に関して発生する公租公課（消費税および地方消費税を含む。）
- ⑨ 本件営業の終了に要する費用
- ⑩ 本件営業に関し、または本件営業の履行に際し、合理的に発生したその他の費用（当社による調査および情報収集に要する費用ならびに通信費を含むが、これらに限られない。）
- ⑪ 当社に対する報酬